第２９回さいたま市自治基本条例検討委員会

次　　第

平成２３年７月１９日（火）午後６時４５分～
さいたま市役所第２別館第３会議室

１　開　会

２　議題
（１）各チームからの報告事項について

（２）自治基本条例について

３　その他

４　閉会

【配付資料】
次第
資料１　条例の構成（案）
資料２　最終報告（案）（条例素案の部分）
資料３　条例案骨子の再修正（案）
参考資料１　前文（素案）に関する委員意見

資料1

条例の構成（案）

目次
前文
第１章　総則（第１条―第４条）
第１条（目的）
第２条（定義）
第３条（自治の基本理念）
第４条（条例の位置付け）
第２章　市民自治を担う各主体の責務等
第１節　市民の権利及び責務等（第５条―第８条）
第５条（市民の権利）
第６条（市民の責務）
第７条（事業者の責務）
第８条（市民自治の担い手としての人づくり）
第２節　議会及び議員の責務等（第９条・第１０条）
第９条（議会の役割及び責務）
第１０条（議員の責務）
第３節　執行機関及び職員の責務等（第１１条・第１２条）
第１１条（市長その他の執行機関の役割及び責務）
第１２条（職員の責務）
第３章　市民と市がともに進めるまちづくり
第１節　情報共有の推進（第１３条―第１５条）
第１３条（情報共有）
第１４条（情報公開の総合的な推進）
第１５条（個人情報の保護）
第２節　市民参加及び協働の推進（第１６条―第１９条）
第１６条（市民参加の推進）
第１７条（協働の推進）
第１８条（市民の意見への応答義務）
第１９条（住民投票）
第３節　市民のための市政運営（第２０条―第２６条）
第２０条（総合振興計画）
第２１条（健全な財政運営）
第２２条（市の取組の評価）
第２３条（監査の実施等）
第２４条（組織の整備等）
第２５条（法務）
第２６条（危機管理）
第４節　地域及び区のまちづくり（第２７条―第３０条）
第２７条（地域のまちづくり）
第２８条（区役所の役割）
第２９条（区長の責務）
第３０条（区民会議）
第５節　国、他の地方公共団体等との関係（第３１条・第３２条）
第３１条（国、埼玉県等との関係）
第３２条（諸外国の都市等との関係）
第４章　実効性の確保（第３３条）
第３３条（実効性の確保）

資料2

最終報告（案）（条例素案の部分）

（仮称）さいたま市市民自治基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　市民自治を担う各主体の責務等
　第１節　市民の権利及び責務等（第５条―第８条）
　第２節　議会及び議員の責務等（第９条・第１０条）
　第３節　執行機関及び職員の責務等（第１１条・第１２条）
第３章　市民と市がともに進めるまちづくり
　第１節　情報共有の推進（第１３条―第１５条）
　第２節　市民参加及び協働の推進（第１６条―第１９条）
　第３節　市民のための市政運営（第２０条―第２６条）
　第４節　地域及び区のまちづくり（第２７条―第３０条）
　第５節　国、他の地方公共団体等との関係（第３１条・第３２条）
第４章　実効性の確保（第３３条）

さいたま市は、平成１３年５月に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市が合併して誕生しました。その後、平成１５年４月に政令指定都市となり、平成１７年４月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。
様々な地域が集まったさいたま市には、多様な歴史や文化、そして多くの自然があります。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まり、埼玉県の行政、経済の中心として、さらに首都圏における中核的な役割を担いつつ、生活都市としても発展してきました。

しかし、少子高齢化の急速な進展や地域への無関心層の増加など、私たちを取り巻く状況は大きく変わりつつあります。また、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、行政需要や地域の課題も多様化しつつあります。

今後、私たちを取り巻く状況に対応し、目指すまちの姿を実現するためには、より多くの市民が自ら地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていく、そして、市長、議員、職員その他市政に携わる者は、市民とともに、市民のための市政を着実に行っていかなければなりません。

このような市民自治の理念に根ざしたまちづくりを、私たちみんなで進めていくためには、その拠り所となる考え方や、誰がどのような役割を果すのかなど、基本的なルールを誰が見ても分かりやすいようにつくり、みんなで共有す

ることが大切です。

私たちのまちさいたま市は、自然や文化、様々な都市機能、そして何よりも大切な人と人とのつながりが普通にあるまち、子どもから高齢者まで誰もがずっとこのまちで生きていきたい、活動していきたい、誰もがそう思えるような、豊かで暮らしやすいまちを創っていきたい。

これらの想いを込め、まちづくりの羅針盤となる最も大切な規範として、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、もって豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくることを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（１）住民　市内に住む者をいいます。

（２）市民　住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。

（３）区民　区内に住む者、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。

（４）市　議会、市長その他の執行機関及び職員を置く地方公共団体であるさいたま市をいいます。

（５）まちづくり　市民及び市が行う豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます。

（６）市政　まちづくりのうち、市が担うものをいいます。

（７）市民自治　市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことをいいます。

（８）市民参加　市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。

（９）協働　市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。

（自治の基本理念）

第３条　市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとします。

（１）市民が主体的にまちづくりに取り組むことを基本とすること。

（２）議会及び市長その他の執行機関は、その役割及び責務を果たしながら、

市民のための市政を行うこと。
（３）市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自立的かつ自律的な市政運営の実現を目指すこと。
（条例の位置付け）
第４条　この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として運用されるものであり、市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止するときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の形成、実施等を行う場合も、同様とします。

第２章　市民自治を担う各主体の責務等

第１節　市民の権利及び責務等

（市民の権利）
第５条　市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利を有するとともに、市民自治を担う者として尊重されます。
２　市民は、市民自治を担う者として、次に掲げる権利を有します。
（１）市政に関する情報を知り、市と共有すること。
（２）政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わること。
（市民の責務）
第６条　市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。
２　市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。
（１）社会的責任を自覚すること。
（２）互いの発言及び行動を認め合うとともに、助け合うこと。
（３）次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮すること。
（事業者の責務）
第７条　市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に努めるものとします。
（市民自治の担い手としての人づくり）
第８条　市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年をはじめ、市民が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。

第２節　議会及び議員の責務等

（議会の役割及び責務）
第９条　議会は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割を果たさなければなりませ

ん。
（１）市長その他の執行機関による事務の執行の監視
（２）市政に関する課題の調査研究
（３）政策の形成
２　議会は、前項に規定する役割を果たし、市民の議会及び市政に対する関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。
（１）市民の多様な意見を聴き、尊重すること。
（２）意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。
（３）政策形成等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を促進すること。
（議員の責務）
第１０条　議員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすことに取り組まなければなりません。
２　前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努め、市民全体の利益を考えなければなりません。

第３節　執行機関及び職員の責務等

（市長その他の執行機関の役割及び責務）
第１１条　市長その他の執行機関は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるため、市民自治の確立を図り、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。
２　市長その他の執行機関は、法令等を遵守するとともに、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。
（１）市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。
（２）地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。
（３）市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。
（４）市民参加及び市民との協働を促進すること。
（５）市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。
３　市長は、市の代表として、前２項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。
（１）市の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。
（２）健全財政を確保すること。
（職員の責務）
第１２条　職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し

なければなりません。

２　職員は、市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、次のことに努めなければなりません。

（１）市民と積極的に対話すること等により、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題を把握すること。

（２）市民とともに、課題解決のための方策を探求すること。

（３）常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。

第３章　市民と市がともに進めるまちづくり

第１節　情報共有の推進

（情報共有）

第１３条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとします。

２　市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。

（情報公開の総合的な推進）

第１４条　市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。

２　市は、市政に関する情報を、正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に、市民に提供するよう努めなければなりません。

３　市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。

（個人情報の保護）

第１５条　市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱について、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。

第２節　市民参加及び協働の推進

（市民参加の推進）

第１６条　市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の促進に取り組まなければなりません。

２　市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません。

３　市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。

（協働の推進）
第１７条　市民及び市は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。
（１）目的及び目標を共有すること。
（２）互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。
（３）それぞれの責任及び役割を明確にすること。
（４）公平性、公正性及び透明性を確保すること。
２　市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。
３　市民は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとします。
４　市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとします。
（市民の意見への応答義務）
第１８条　市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。
２　市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。
（住民投票）
第１９条　市は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、案件ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
２　市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。
３　市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第３節　市民のための市政運営

（総合振興計画）
第２０条　市は、目指すべき市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。
２　市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。

３　市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
４　市は、総合振興計画の実施に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとします。
（健全な財政運営）
第２１条　市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。
２　市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
３　市民は、市の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。
（市の取組の評価）
第２２条　市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに、市政運営の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、市の取組について評価を実施しなければなりません。
２　市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の促進に努めるものとします。
３　市は、第１項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。
（監査の実施等）
第２３条　監査委員及び外部監査人（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３０第１項に規定する外部監査人をいう。以下同じ。）は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければなりません。
２　監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善を要する点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。
（組織の整備等）
第２４条　市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。
（１）地域又は社会の課題に的確に対応できること。
（２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。
（３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。
２　市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。
（法務）
第２５条　市は、地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において、法

令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。

（危機管理）

第２６条　市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。

２　市は、危機に備えるため、次のことに取り組まなければなりません。

（１）市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。

（２）市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。

３　市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備えるとともに、危機が発生した際は、安全及び安心の確保に努めるものとします。

第４節　地域及び区のまちづくり

（地域のまちづくり）

第２７条　市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。

２　地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとします。

３　市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。

（区役所の役割）

第２８条　区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを、総合的、かつ、効果的及び効率的に行うとともに、区の特色を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。

２　区役所は、前項に規定するもののほか、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。

（１）地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。

（２）区民の区政への参加及び区民との協働を促進すること。

（３）区民の主体的なまちづくりを支援すること。

３　市長は、前２項に規定する区役所の役割を円滑に果たすことができるよう、区役所の機能の充実に努めなければなりません。

（区長の責務）

第２９条　区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠

実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な観点から、区民のための区政を運営しなければなりません。

２　区長は、区政の運営に当たっては、区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるよう努めるとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。

（区民会議）

第３０条　区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民で構成する区民会議を設置します。

２　区民会議は、その活動に関する情報を区民に積極的に発信して区民の意見を聴き、協議に活用するよう努めるものとします。

３　区民会議は、職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。この場合において、職員は積極的に協力するものとします。

４　市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとします。

第５節　国、他の地方公共団体等との関係

（国、埼玉県等との関係）

第３１条　市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを積極的に推進するものとします。

２　市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見等を述べなければなりません。

３　市は、埼玉県など他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。

（諸外国の都市等との関係）

第３２条　市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。

第４章　実効性の確保

（実効性の確保）

第３３条　市長は、この条例の実効性の確保を目的として、この条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行うため、（仮称）さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置きます。

２　市長は、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとにこの条例の見直しの検討を行わなければなりません。この場合において、市長は、原則として、運用推進委員会の意見を聴かなければなりません。

３　第１項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

条例案骨子の再修正（案）

資料3

中間報告･条例案骨子	修正（案）　※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
（1）総論	**第１章　総論**	**第１章　総則**
①自治基本条例の目的 ●（目的） ・　この条例は、自治を担う市民、議会、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の主体的な取組を促し、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現することを目的とする。 ・　そのために、市（さいたま市をいう。以下同じ。）の自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の役割及び責務、まちづくり（市政運営を含む。）の基本的事項等を定める。	（目的） 第１条　この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務その他のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。	（目的） 第１条　この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、もって豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくることを目的とします。
③用語の定義 ●（市民とは） 「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。 ●（市民自治とは） 「市民自治」とは、市民が主体となって地域や市の課題の解決に取り組むなど、市民が自ら行うことを基本として、住民から信託を受けた議会及び市長等も、ともに市民のためのまちづくりを進めることをいう。 ●（協働とは） 「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。 ●（市民参加とは） 「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることをいう。	（定義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 （1）住民　市内に住む者をいいます。 （2）市民　住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 （3）区民　区内に住む者、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 （4）まちづくり　豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます。 （5）市政　まちづくりのうち、市が担うものをいいます。 （6）市民自治　市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことをいいます。 （7）市民参加　市民が主体的に政策の立案、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。 （8）協働　市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。	（定義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 （1）住民　市内に住む者をいいます。 （2）市民　住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 （3）区民　区内に住む者、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 （4）市　議会、市長その他の執行機関及び職員を置く地方公共団体であるさいたま市をいいます。 （5）まちづくり　市民及び市が行う豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます。 （6）市政　まちづくりのうち、市が担うものをいいます。 （7）市民自治　市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことをいいます。 （8）市民参加　市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。 （9）協働　市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
②自治の基本理念 ●（自治の基本理念） 市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。 （１）まちづくり（豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいう。以下同じ。）は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする。 （２）住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。 （３）市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す。	（自治の基本理念） 第３条　市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとします。 （１）まちづくりは、市民が主体的に地域又は社会における課題の解決に取り組むことを基本とすること。 （２）議会及び市長は、その役割及び責務を果たしながら、市民のための市政を行うこと。 （３）市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自立的かつ自律的な市政運営の実現を目指すこと。	（自治の基本理念） 第３条　市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとします。 （１）市民が主体的にまちづくりに取り組むことを基本とすること。 （２）議会及び市長その他の執行機関は、その役割及び責務を果たしながら、市民のための市政を行うこと。 （３）市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自立的かつ自律的な市政運営の実現を目指すこと。
④条例の位置付け ●（自治基本条例の遵守） この条例は、市民自治の推進に当たり、その理念や基本的なルールを明らかにし、地域や市の課題の解決に際して、最も大切な規範として運用するものであり、市民、議会、市長等は、誠実にこれを遵守しなければならない。 ●（他の条例等との関係） 議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運用、改正、廃止するときは、原則として、この条例の規定との整合を図らなければならない。 ●（市の計画等との関係） 市長等が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。	（条例の位置付け） 第４条　市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止を行うときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の決定、実施等を行う場合も、同様とします。	（条例の位置付け） 第４条　この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として運用されるものであり、市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止するときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の形成、実施等を行う場合も、同様とします。
（２）市民の権利と責務	**第２章　市民の権利及び責務**	**第２章　市民自治を担う各主体の責務等** **第１節　市民の権利及び責務等**
①市民の権利 ●（市民の権利） ・　市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。 ・　市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。 （１）市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。 （２）政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。 （３）まちづくりの成果を享受すること。	（市民の権利） 第５条　市民は、安心で安全な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利を有します。 ２　市民は、前項に規定するもののほか、市民自治を担う者として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有します。 （１）市政に関する情報を知り、市と共有すること。 （２）政策の立案、実施及び評価の過程など市政に関わること。	（市民の権利） 第５条　市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利を有するとともに、市民自治を担う者として尊重されます。 ２　市民は、市民自治を担う者として、次に掲げる権利を有します。 （１）市政に関する情報を知り、市と共有すること。 （２）政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わること。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
②市民の責務 ●（市民の責務） ・　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 ・　市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令等を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。 ・　市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。 ・　市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。 ●（事業者の責務） 事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。	（市民の責務） 第６条　市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。 ２　市民は、前項に規定するまちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。 （１）法律、条例、規則その他の法令等を遵守すること。 （２）次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮すること。 （３）自らの発言及び行動に責任を持つこと。 （４）互いの発言及び行動を認め合うとともに、助け合うこと。 ３　市民は、公共サービスに伴う負担を分担するものとします。 （事業者の責務） 第７条　市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に努めるものとします。	（市民の責務） 第６条　市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。 ２　市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。 （１）社会的責任を自覚すること。 （２）互いの発言及び行動を認め合うとともに、助け合うこと。 （３）次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮すること。 （事業者の責務） 第７条　市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に努めるものとします。
③自治の担い手としての人づくり ●（市民自治の担い手としての人づくり） ・　市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自治の担い手として市民が成長できる環境を積極的に整備するよう努めるものとする。 ・　市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、市民自治の担い手としての能力が育っていくように積極的に支援を行うよう努めるものとする。	（市民自治の担い手としての人づくり） 第８条　市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。	（市民自治の担い手としての人づくり） 第８条　市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年をはじめ、市民が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。
（３）議会・議員の役割と責務	**第３章　議会・議員の役割及び責務**	**第２節　議会及び議員の責務等**
①議会の役割・責務 ●（議会の役割） 議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思を決定するとともに、市長等による事務の執行の監視機能、調査機能、政策形成機能、議決機関としての利害調整機能などを果たしていかなければならない。 ●（議会の責務） ・　議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 ・　その際、議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられるよう努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。 （１）議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべての会議を原則として公開するなど、議会における透明性の確保を図ること。 （２）議会の諸活動への市民参加を促進すること。	（議会の役割及び責務） 第９条　議会は、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割等を果たさなければなりません。 （１）市長その他の執行機関による事務の執行の監視 （２）市政に関する課題の調査研究 （３）政策の立案 ２　議会は、前項に規定する役割を果たし、市民の議会及び市政に対する関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。 （１）市民の多様な意見を聴き、尊重すること。 （２）意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。 （３）政策立案等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を促進すること。	（議会の役割及び責務） 第９条　議会は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割を果たさなければなりません。 （１）市長その他の執行機関による事務の執行の監視 （２）市政に関する課題の調査研究 （３）政策の形成 ２　議会は、前項に規定する役割を果たし、市民の議会及び市政に対する関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。 （１）市民の多様な意見を聴き、尊重すること。 （２）意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。 （３）政策形成等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を促進すること。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
②議員の役割・責務 ●（議員の責務） ・　議員は、住民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 ・　議員は、市民全体の福祉の向上を勘案して職務を遂行するため、市民との対話などを積極的に行い、市民の多様な幅広い意見の把握に努めなければならない。	（議員の責務） 第１０条　議員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすことに取り組まなければなりません。 ２　議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見及び地域又は社会の課題の把握に努めなければなりません。	（議員の責務） 第１０条　議員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすことに取り組まなければなりません。 ２　前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努め、市民全体の利益を考えなければなりません。
（４）市長・職員の役割と責務	**第４章　市長・職員の役割及び責務**	**第３節　執行機関及び職員の責務等**
①市長の役割・責務 ●（市長の役割・責務） ・　市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する。 ・　市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 ・　市長は、市政におけるビジョン（将来の構想や展望）を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図らなければならない。 ・　市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の推進に努めなければならない。	（市長その他の執行機関の役割及び責務） 第１１条　市長その他の執行機関は、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の確立を図り、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。 ２　市長その他の執行機関は、法令等を遵守するとともに、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。 （１）市民の多様な意見を市政に反映すること。 （２）市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。 （３）市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。 ３　市長は、市の代表として、前項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。 （１）市政における将来の構想又は展望を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。 （２）健全財政を確保すること。	（市長その他の執行機関の役割及び責務） 第１１条　市長その他の執行機関は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるため、市民自治の確立を図り、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。 ２　市長その他の執行機関は、法令等を遵守するとともに、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。 （１）市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。 （２）地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。 （３）市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。 （４）市民参加及び市民との協働を促進すること。 （５）市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。 ３　市長は、市の代表として、前２項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。 （１）市の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。 （２）健全財政を確保すること。
②職員の役割・責務 ●（職員の役割・責務） ・　職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 ・　職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、市民自治へ積極的に参加するよう努めなければならない。 ・　職員は、市民の信頼と期待にこたえることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。	（職員の責務） 第１２条　職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。 ２　職員は、市民の信頼及び期待にこたえるとともに、市民自治の確立を図るため、次のことに努めなければなりません。 （１）市民と積極的に対話し、市民の多様な意見及び地域又は社会の課題を把握すること。 （２）常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。	（職員の責務） 第１２条　職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。 ２　職員は、市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、次のことに努めなければなりません。 （１）市民と積極的に対話すること等により、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題を把握すること。 （２）市民とともに、課題解決のための方策を探求すること。 （３）常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
（５）市政運営・まちづくり	**<u>第５章　市政運営及びまちづくり</u>**	**<u>第３章　市民と市がともに進めるまちづくり</u> <u>第１節　情報共有の推進</u>**
①市政運営の基本原則 ●（市政運営の基本原則） ・　議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確なコンセプト（骨格となる概念）を提示し、計画的な市政運営を行う。 ・　市政運営に際しては、以下を基本とする。 （１）市政に関する情報の適切な管理、提供、共有に努め、公正性、透明性の確保を図る。 （２）市民参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。 （３）市民の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題を効果的に解決するため、協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的に協働の推進を図る。 （４）社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、政策、制度、組織などについて不断の見直しを行うとともに、総合的な取組の推進に努める。		
②情報共有等 ●（情報共有） ・　市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。 ・　議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。 ●（情報公開の総合的な推進） 議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 （１）情報提供　議会及び市長等は、市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に提供するよう努めるものとする。 （２）情報開示　議会及び市長等は、その保有する情報について市民から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければならない。 ●（個人情報の保護） 議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱について、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければならない。	（情報共有） 第１３条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとします。 ２　市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。 （情報公開の総合的な推進） 第１４条　市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。 ２　市は、市政に関する情報を、<u>正確に、かつ、分かりやすく、市民に積極的に</u>提供するよう努めなければなりません。 ３　市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。 （個人情報の保護） 第１５条　市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱について、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。	（情報共有） 第１３条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとします。 ２　市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。 （情報公開の総合的な推進） 第１４条　市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。 ２　市は、市政に関する情報を、<u>正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に、市民に</u>提供するよう努めなければなりません。 ３　市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。 （個人情報の保護） 第１５条　市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱について、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
		第２節　市民参加及び協働の推進
③市政への市民参加の促進 ●（市政への市民参加の促進） ・　議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。 ・　議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるように、市民参加の制度や機会の充実に努めるとともに、市民参加に関する手続の簡素化に努めるものとする。 ●（審議会等への市民参加） ・　市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする。	（市民参加の推進） 第１６条　市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の促進に取り組まなければなりません。 ２　市は、市民参加による政策の立案、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。 ３　市は、市民の誰もが容易に市政に参加できるよう、市民参加の制度及び機会の充実に努めなければなりません。	（市民参加の推進） 第１６条　市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の促進に取り組まなければなりません。 ２　市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません。 ３　市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。
④協働 ●（協働の推進） ・　市民と議会・市長等は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。 （１）目的及び目標を共有すること。 （２）互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。 （３）それぞれの責任と役割を明確にすること。 （４）公平性、公正性及び透明性を確保すること。 ・　市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。 ・　議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。	（協働の推進） 第１７条　市民及び市は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに新たな課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。 （１）目的及び目標を共有すること。 （２）互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。 （３）それぞれの責任及び役割を明確にすること。 （４）公平性、公正性及び透明性を確保すること。 ２　市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援等を行うものとします。	（協働の推進） 第１７条　市民及び市は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。 （１）目的及び目標を共有すること。 （２）互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。 （３）それぞれの責任及び役割を明確にすること。 （４）公平性、公正性及び透明性を確保すること。 ２　市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。 ３　市民は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとします。 ４　市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとします。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
⑤市民の意見等への対応義務 ●（市民の意見等への対応義務） ・　議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。 ・　議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答し、説明責任を果たすものとする。 ・　議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。	（市民の意見等への応答義務） 第１８条　市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。 ２　市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。	（市民の意見への応答義務） 第１８条　市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。 ２　市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。
⑥住民投票 ●（住民投票の実施） ・　議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 ・　住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。 ●（住民投票の結果の尊重） ・　議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。	（住民投票） 第１９条　市は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、案件ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ２　市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。 ３　市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	（住民投票） 第１９条　市は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、案件ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ２　市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。 ３　市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
		第３節　市民のための市政運営
⑦総合振興計画 ●（総合振興計画の策定等） ・　市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。 ・　市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に市民の参加を求めなければならない。 ・　市長は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。 ・　市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとする。	（総合振興計画） 第２０条　市は、目指すべき市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。 ２　市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。 ３　市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、公表しなければなりません。 ４　市は、総合振興計画の実施に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとします。	（総合振興計画） 第２０条　市は、目指すべき市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。 ２　市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。 ３　市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、市民に分かりやすく公表しなければなりません。 ４　市は、総合振興計画の実施に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとします。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
⑧財政運営 ●（健全な財政運営） ・　市長等は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、市の財産の適切な管理及び効率的な運用に努めることにより、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図らなければならない。 ・　議会は、市の意思決定を行うに当たっては、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を十分に考慮しなければならない。 ・　市長等は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の向上を図るため、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。 ・　市民は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるものとする。	（健全な財政運営） 第２１条　市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。 ２　市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。 ３　市民は、市の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として理解し、財政の健全性の確保のため、行動するよう努めるものとします。	（健全な財政運営） 第２１条　市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。 ２　市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。 ３　市民は、市の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。
⑩行政評価 ●（行政評価の実施） 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。 ●（行政評価への市民参加） 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。 ●（評価結果の公表及び事業等への反映） 市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。	（市の取組の評価） 第２３条　市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに、市政運営の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、市の取組について評価を実施しなければなりません。 ２　市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の促進に努めるものとします。 ３　市は、第１項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。	（市の取組の評価） 第２２条　市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに、市政運営の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、市の取組について評価を実施しなければなりません。 ２　市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の促進に努めるものとします。 ３　市は、第１項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。
⑨監査 ●（監査の実施及び運用） ・　監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 ・　市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。 ・　監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。 ・　議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。	（監査の実施等） 第２２条　監査委員及び外部監査人（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３０第１項に規定する外部監査人をいう。以下、この条において同じ。）は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければなりません。 ２　監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。	（監査の実施等） 第２３条　監査委員及び外部監査人（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３０第１項に規定する外部監査人をいう。以下同じ。）は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければなりません。 ２　監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善を要する点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
⑪組織、人員体制等 ●（組織の整備等） 市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織の整備、職員の適正な配置、職員の育成に努めるものとする。 （１）地域や市の課題に的確に対応できること。 （２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。 （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 （４）組織については、市民に分かりやすいこと。 ●（市政に参加しやすい組織風土の醸成） 議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。	（組織の整備等） 第２４条　市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。 （１）地域又は社会の課題に的確に対応できること。 （２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。 （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 ２　市は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。	（組織の整備等） 第２４条　市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。 （１）地域又は社会の課題に的確に対応できること。 （２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。 （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 ２　市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。
⑫市の発展のための法務 ●（市の発展のための法務） ・　議会及び市長等は、地域や市の課題解決のため、自らの責任において、法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び柔軟な運用を行うとともに、必要に応じて条例や規則等の制定、改正または廃止を行うものとする。	（法務） 第２５条　市は、地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。	（法務） 第２５条　市は、地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。
⑬危機管理 ●（危機管理） ・　議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、事件、事故など緊急の事態をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。 （１）「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。 （２）市民や関係機関と危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。 （３）危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減、危機の再発防止を図ること。 （４）被害者の救済など危機の収拾を図ること。 ・　市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。	（危機管理） 第２６条　市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るよう努めなければなりません。 ２　市は、市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を行うとともに、市民及び関係機関と連携して適切な体制の整備及び対策の準備に努めなければなりません。	（危機管理） 第２６条　市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。 ２　市は、危機に備えるため、次のことに取り組まなければなりません。 （１）市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。 （２）市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。 ３　市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備えるとともに、危機が発生した際は、安全及び安心の確保に努めるものとします。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
（６）地域コミュニティ・区	**第６章　地域及び区のまちづくり**	**第４節　地域及び区のまちづくり**
①身近なコミュニティ ●（地域コミュニティ） ・　市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティ（身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。）を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努めるものとする。 ・　自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。 ・　市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとする。	（地域のまちづくり） 第２９条　市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。 ２　地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとします。 ３　市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。	（地域のまちづくり） 第２７条　市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。 ２　地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとします。 ３　市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。
②区のあり方 ●（区役所の役割・責務） ・　区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。 ・　区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民（区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。 ・　そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。 ●（区長の役割・責務） ・　区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。	（区役所の役割） 第３０条　区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うとともに、区の特色を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。 ２　区役所は、前項に規定するもののほか、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。 （１）地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。 （２）区民の区政への参加及び協働を促進すること。 （３）区民の主体的なまちづくりを支援すること。 （区長の責務） 第３１条　区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な観点から、区民のための区政を運営しなければなりません。 ２　区長は、前項に規定する取組等に当たっては、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。	（区役所の役割） 第２８条　区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを、総合的、かつ、効果的及び効率的に行うとともに、区の特色を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。 ２　区役所は、前項に規定するもののほか、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。 （１）地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。 （２）区民の区政への参加及び区民との協働を促進すること。 （３）区民の主体的なまちづくりを支援すること。 ３　市長は、前２項に規定する区役所の役割を円滑に果たすことができるよう、区役所の機能の充実に努めなければなりません。 （区長の責務） 第２９条　区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な観点から、区民のための区政を運営しなければなりません。 ２　区長は、区政の運営に当たっては、区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるよう努めるとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。

中間報告･条例案骨子	修正（案） ※第22、23、25、26回委員会資料1より	再修正案
●（区民会議） ・　区民が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。 ・　区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する多様な主体の代表等で構成する。また、区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う。 ・　市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。	（区民会議） 第３２条　区民が主体的に区の課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民で構成する区民会議を設置します。 ２　区民会議は、区役所職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。 ３　市長及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとします。	（区民会議） 第３０条　区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民で構成する区民会議を設置します。 ２　区民会議は、その活動に関する情報を区民に積極的に発信して区民の意見を聴き、協議に活用するよう努めるものとします。 ３　区民会議は、職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。この場合において、職員は積極的に協力するものとします。 ４　市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとします。
		第５節　国、他の地方公共団体等との関係
⑭　国や他の地方自治体等との関係 ●（国、埼玉県と市の関係） 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを推進するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、市民の意思を尊重し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。 ●（他の地方自治体と市の関係） 議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。 ●（諸外国と市の関係） 議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のまちづくりに反映するよう努めるものとする。	（国、埼玉県等と市の関係） 第２７条　市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを積極的に推進するものとします。 ２　市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、意見等を述べなければなりません。 ３　市は、他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。 （諸外国と市の関係） 第２８条　市は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。	（国、埼玉県等との関係） 第３１条　市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを積極的に推進するものとします。 ２　市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見等を述べなければなりません。 ３　市は、埼玉県など他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。 （諸外国の都市等との関係） 第３２条　市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。
（７）条例の運用等	**第７章　実効性の確保**	**第４章　実効性の確保**
①条例の運用（実効性の確保） ●（実効性の確保） ・　市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みを設けるものとする。 ・　議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進むよう、市民への啓発に努めるものとする。 ●（条例の見直し） ・　議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。 ・　この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとする。	（実効性の確保） 第３３条　市は、この条例の実効性を確保するため、この条例に係る次のことを市民参加により行う仕組みを設けて、適宜実施しなければなりません。 （１）周知及び啓発 （２）運用状況の調査 （３）実績の評価 （４）必要な見直し	（実効性の確保） 第３３条　市長は、この条例の実効性の確保を目的として、この条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行うため、（仮称）さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置きます。 ２　市長は、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとにこの条例の見直しの検討を行わなければなりません。この場合において、市長は、原則として、運用推進委員会の意見を聴かなければなりません。 ３　第１項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

前文（素案）に関する委員意見

原案（第２８回検討委員会　資料１より）

①さいたま市は、平成１３年５月に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市が合併して誕生しました。その後、平成１５年４月に政令指定都市となり、平成１７年４月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。

②様々な地域が集まったさいたま市には、多様な歴史や文化、そして多くの自然があります。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まり、埼玉県の行政、経済の中心として、さらに首都圏における中核的な役割を担いつつ、生活都市としても発展してきました。

③しかし、少子高齢化の急速な進展や地域への無関心層の増加など、私たちを取り巻く状況は大きく変わりつつあります。また、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、行政需要や地域の課題も多様化しつつあります。

④今後、私たちを取り巻く状況に対応し、目指すまちの姿を実現するためには、より多くの市民が自ら地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていく、そして、市長、議員、職員その他市政に携わる者は、市民とともに、市民のための市政を着実に行っていかなければなりません。

⑤このような市民自治の理念に根ざしたまちづくりを、私たちみんなで進めていくためには、その拠り所となる考え方や、誰がどのような役割を果すのかなど、基本的なルールを誰が見ても分かりやすいようにつくり、みんなで共有することが大切です。

⑥私たちのまちさいたま市は、自然や文化、様々な都市機能、そして何よりも大切な人と人とのつながりが普通にあるまち、子どもから高齢者まで誰もがずっとこのまちで生きていきたい、活動していきたい、誰もがそう思えるような、豊かで暮らしやすいまちを創っていきたい。

⑦これらの想いを込め、まちづくりの羅針盤となる最も大切な規範として、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。

修正意見１　※参考資料あり

さいたま市は、平成１３年５月に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市が合併して誕生しました。その後、平成１５年４月に政令指定都市となり、平成１７年４月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。

＜段落－２＞　＊生活都市が基本

様々な地域が集まったさいたま市には、多様な歴史や文化、そして東京都心の近くにありながら豊富な自然があり、利便性が高く住みやすい生活都市として発展してきました。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まり、埼玉県の行政、経済の中心として、さらには首都圏における中核的な役割が期待されています。

＜段落－３＞　＊現状認識が浅い

しかし市民の目から見ると、合併・政令指定都市化によって市域と人口が巨大化したのみで、そのメリットはどこにあるのでしょうか。また、地方分権の時代をリードし、多様化し新たに生まれる課題に先見的、独創的に取り組むような市政が推進されているとは思えません。一方、市民の側でも、豊かな経験と知識をもった人材を擁しながら、それらの多くは地域に潜伏しているのみで、地域や市の自治への参加は決して十分とは言えません。

＜段落－４＞

今後、さいたま市を取り巻く状況に対応し、目指すまちの姿を実現するためには、より多くの市民が自ら地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていく、そして、市長、議員、職員その他市政に携わる者は、市民とともに、市民のための市政を着実に行っていかなければなりません。

＜段落－５＞　＊みんなとは誰かを明示する

このような市民自治の理念に根ざしたまちづくりを、市民、議会、行政の協働のもとに進めていくためには、その拠り所となる考え方や、誰がどのような役割を果すのかなど、基本的なルールをつくり、みんなで共有していくことが必要です。

＜段落－６＞

私たちのまちさいたま市は、自然や文化、様々な都市機能、そして何よりも大切な人と人とのつながりが普通にあるまちでありたい。子どもから高齢者まで誰もがずっとこのまちで生きていきたい、活動していきたい、誰もがそう思えるような、豊かで暮らしやすいまちを創っていきたい。

＜段落－７＞　＊名称について１案

これらの想いを込め、まちづくりの羅針盤となる最も大切な規範として、ここに（仮称）さいたま市協働による市民自治基本条例を制定します。

修正意見２

＊原案の第１段落及び第３段落を削除して修正

②さいたま市には、多様な歴史や文化、そして多くの自然があります。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まり、埼玉県の行政、経済の中心として、さらに首都圏における中核的な役割を担いつつ、生活都市としても発展してきました。

⑥さいたま市が、子どもから高齢者まで誰もがずっとこのまちで暮らしていきたいと思えるようなまちであることは、すべての市民の願いです。

④そのためには、市民自治の理念にもとづいて、市民自らがまちづくりの主役であるという自覚をもち、地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが必要です。また、市長、議員、職員その他市政に携わる者は、市民とともに、市民のための市政を着実に行っていかなければなりません。

⑤市民自治のまちづくりを、私たちみんなで進めていくためには、その拠り所となる考え方や、誰がどのような役割を果すのかなどの基本的なルールを、誰が見てもわかりやすいようにつくり、みんなで共有することが大切です。

⑦これらの想いを込め、まちづくりの羅針盤となる最も大切な規範として、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。

修正意見３

＊原案第６段落の修正意見（中間報告４頁「さいたま市のめざすまちの姿（自治基本条例検討委員会の想い）」を一部修正して生かす。）

⑥私たちのまちさいたま市は、市民が誇りを持ち、子どもから高齢者まですべての市民が互いに尊重しあい、助けあい、生きがいをもち、心豊かにともに生きるまち、そして環境保全と開発の調和が図られ、豊かな自然環境の中で、子どもが健やかに成長していくまちをめざしていきたい。

１．まちづくりの基本方向

（１）さいたま市のまちづくりの現状と市民性

さいたま市は、客観的にみてヒト・モノ・カネ・情報のいずれも豊かで地域資源に恵まれながら、“光り輝く誇り”を持てず、また“決定的な危機感”もなく、先の展望が見えにくい“閉塞感”の中にあるのではないか。

・さいたま市は、それぞれに個性のある４市が合併し、政令指定都市として活力ある都市活動を続けている。また、見沼田んぼをはじめとした自然的資源にも恵まれ、都市と自然の共存した魅力ある都市づくりの可能性を有している。
・しかしながら、人口が増加する一方で、中高層マンションの無秩序な立地等による住環境の混乱、脆弱な道路網による慢性的な交通渋滞、市街地内の樹林地の減少や農地の荒廃、および災害時リスクの増大など、さまざまな都市計画的課題に直面している。
・行政、議会サイドにあっては、これらの都市計画的問題を直視してその原因を追求・分析し、課題解決に向けて市民と対話しつつ政策を推し進めるといった、地方分権時代の政令指定都市に求められる先見的かつ独創的な都市政策を実行していく体制にあるとは言いがたい。
・市民サイドにあっては、さいたま市役所、埼玉県庁の現役・OB 職員はもとより、近隣地方自治体、中央省庁、高等教育・調査研究機関、非営利セクター等で高い専門性を有する人材の宝庫でありながら、多くは自らが居住する地域では“潜伏”している。
・市民の向学心が高く、生涯学習活動の実践者や、消費者運動、地域福祉活動などコミュニティ活動への関心は総じて高いが、それらのエネルギーをまちづくりや地域社会の活性化に活かしきれていない。
・一方、従来から地域社会を支えてきた地縁型組織は、担い手の高齢化や新たな人材の不足に悩み、身近な地域や暮らしの課題を解決する力を失っている。

（２）まちプラン市民会議の目指したもの

まちプラン市民会議は、上記のような現状の“閉塞感”を打破し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるための基盤形成を目指して活動している。

・市民が自発的にまちづくりにコミットするため、さいたま市に潜伏している高い意識と専門性を有する市民の人材を発掘し、議論を活発にすること。
・さいたま市においては、テーマごと、地区ごとの市民まちづくりが個々、多様に取り組まれつつある。それらを新たなテーマの掘り下げと新たな地区での取組みへと拡張していくとともに、総合的なまちづくりに結び付けていくこと。
・まちづくりの課題に、個々ばらばらに行政と折衝し閉塞感が生じていることについて、政策提言をまとめる市民セクターを組織すること。
・行政が動くのを待っていたり要望したりするだけでなく、市民が先に動くことにより行政の動きを促すこと。
・都市計画マスタープラン「さいたま 2005 まちプラン」の次回改訂に、市民の生活感と専門性を反映させる流れをつくること。

（３）さいたま市民の目指すまちづくりの基本方向

まちプラン市民会議からの提言として、以下に大きく４つの項目からなるまちづくりの基本方向を示す。

○市民の主体性、専門性を活かした「協働」のまちづくりの推進

・まちづくりに取り組む市民同士の連携により、地区の総合的なまちづくりにつながっていく実感が得られること。
・また、市民の主体性、専門性が活かされ政策に反映される「協働」の実感が得られること。
・そのため、市民が連帯感を持ってまちづくりに取り組める仕組みが形成され、市民の先駆的活動を行政が適切にバックアップしていくこと。

○予見的、先取的なまちづくり施策へ向けた、行政と市民の協働による取組み

・後追い的で閉塞感のあるまちづくり施策の流れを打破し、予見的，先取的まちづくり施策の流れに転換し､政令指定都市としての地方自治の活力や先進性を発揮すること。
・そのため、多様化、複雑化する都市の生活課題に対し、きちんと現状を分析し効果的な対策を打てるよう、市民と行政が連携する仕組みをつくること。

○市民が地区ごとの希望と展望のある将来像を共有したまちづくり

・問題が発生してから始めるまちづくりでなく、地区の市民が希望と展望のある、先見的な将来像を目指してまちづくりに取り組むこと。
・そのような地区ごとの将来像を、改定される「まちプラン」を補完する「小さなまちプラン」として地区の市民が主体となって作成し、それを地区の共有のものとして位置づける仕組みをつくること。

○生活者としての市民のリアリティを都市計画の課題に反映させたまちづくり

・市民が日々の暮らしを通じて実感する課題は、政策や制度面では多様な分野に横断的に絡み合っており、“あらかじめ都市計画の課題”として分析、整理、抽出されていない。

◇都市の水と緑：土地区画整理の技法＋都市公園の作り方＋河川整備＋屋敷林や斜面林等の民有地樹林保全＋農地の保全・活用＋・・・

◇都市の交通：　道路網＋鉄道＋コミュニティバス等の交通弱者対策＋自転車を活かすまちづくり＋歩行者環境整備＋・・・

◇住環境の保全・整備：既成市街地における住民発意型地区計画など小地域の都市計画手法＋コミュニティ施策＋地域福祉的課題＋・・・

◇都市の景観：　歴史的景観の保全・整備＋まちなみ形成＋地区ごとのシンボルづくり＋・・・

・そのため、それぞれのまちづくりの場面において、市民と行政の間の情報の共有、協議や意見交換の場が確保されていること。